

公立大学法人大阪市立大学・地方独立行政法人大阪市立工業研究所  
包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 公立大学法人大阪市立大学（以下、「市大」という。）と地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下、「市工研」という。）は、双方が行う研究や技術移転、人材育成等において相互に連携し、地域の産業振興に貢献することを目的として、包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携項目)

第2条 市大及び市工研は、相互に連携して次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 産学官連携及び企業支援の推進に関すること
- (2) 人材育成・キャリア強化に関すること
- (3) その他双方が必要と認めるもの

(ワーキンググループ)

第3条 前条各号に掲げる取組みについて協議するため、双方の教職員によるワーキンググループを設置するものとする。

(協定期間)

第4条 本協定の期間は、締結の日から起算して5年間とする。ただし、期間満了の6ヶ月前までに、双方のいずれからも協定の終了又は見直し等の申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後、同様の取扱いとする。

(実施期日)

第5条 本協定は、締結の日から効力を有する。

(雑則)

第6条 本協定に定めのない事項は、双方で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方各1通を保有する。

平成23年3月28日

公立大学法人大阪市立大学  
理事長

地方独立行政法人大阪市立工業研究所  
理事長

西澤 良記

喜多 泰夫

---